（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　５２か月～４５か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人タクシーを除く								
		個人タクシー								
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用								
		自家用								
小型二輪自動車										
軽自動車		検査対象車								
		検査対象外車					7,170			
原動機付自転車		一般原動機付自転車					6,520			
		特定小型原動機付自転車					6,470			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,840	6,820	6,800	6,780	6,760	6,740	6,720	6,700
	(ロ) 小型二輪自動車		6,780	6,760	6,740	6,720	6,710	6,690	6,670	6,650
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,780	6,760	6,740	6,720	6,710	6,690	6,670	6,650
		検査対象外車	6,800	6,780	6,760	6,740	6,730	6,710	6,690	6,670
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車	検査対象車							
			検査対象外車					6,250			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車							6,200			

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　４４か月～３７か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人タクシーを除く								
		個人タクシー								
自家用乗用自動車										9,570
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用								
		自家用								
小型二輪自動車										7,760
軽自動車		検査対象車								8,930
		検査対象外車								
原動機付自転車		一般原動機付自転車								
		特定小型原動機付自転車								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										6,350
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,680	6,660	6,640	6,620	6,600	6,580	6,550	6,540
	(ロ) 小型二輪自動車		6,630	6,610	6,590	6,570	6,550	6,530	6,510	6,490
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,630	6,610	6,590	6,570	6,550	6,530	6,510	6,490
		検査対象外車	6,650	6,630	6,610	6,590	6,570	6,550	6,530	6,510
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								6,230
		c 軽自動車	検査対象車							
			検査対象外車							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。